

空中散布を目的とした無人ヘリコプターの飛行に関する許可・承認の取扱いについて

新旧対照表 (法令・省令改正：機体認証及び操縦者技能証明制度新設)

改正案	現行
<p>平成27年12月3日 制定 (国空航第734号、国空機第1007号、27消安第4546号)</p> <p>令和4年12月1日 最終改正 (国空無機第232992号、4消安第4457号)</p>	<p>平成27年12月3日 制定 (国空航第734号、国空機第1007号、27消安第4546号)</p> <p>平成29年3月31日 一部改正 (国空航第11612号、国空機第9879号、28消安第5888号)</p> <p>令和元年7月30日 一部改正 (国空航第793号、国空機第495号、元消安第1387号)</p> <p>令和元年8月23日 一部改正 (国空航第1018号、国空機第639号、元消安第1958号)</p> <p>令和2年9月23日 一部改正 (国空航第1741号、国空機第606号、2消安第2653号)</p> <p>令和3年1月15日 一部改正 (国空航第2897号、国空機第996号、2消安第4425号)</p> <p>令和3年6月1日 一部改正 (国官参次第28号、3消安第1187号)</p> <p>令和4年6月15日 一部改正 (国空無機第74640号、4消安第1490号)</p>
<p>1. 目的</p> <p>航空法(昭和27年法律第231号。以下「法」という。)第132条の85第2項及び第4項第2号の規定による飛行の禁止空域における飛行並びに法第132条の86第3項及び第5項第2号の規定による同条第2項第1号から第6号までに定められた飛行の方法によらない飛行は、国土交通大臣が許可又は承認(以下「許可等」という</p>	<p>1. 目的</p> <p>航空法(昭和27年法律第231号。以下「法」という。)第132条第2項第2号の規定による飛行の禁止空域における飛行の許可及び法第132条の2第2項第2号の規定による同条第1項第5号から第10号までに定められた飛行の方法によらない飛行の承認は、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるお</p>

<p>。)をした場合に限り、<u>これらの飛行を可能とする</u>ものである。</p> <p>本文書は、<u>立入管理措置を講じた上で</u>空中散布（無人航空機を用いて行う空中からの農薬、肥料、種子若しくは融雪剤等の散布をいう。）を行うマルチローター（ほぼ垂直な軸周りに回転する三つ以上の回転翼によって主な揚力及び推進力を得る回転翼無人航空機をいう。）以外の回転翼無人航空機（以下「無人ヘリコプター」という。）の飛行（<u>カテゴリーII飛行</u>）に関する許可等の取扱いを定めることを目的とする。</p> <p>すなわち、<u>立入管理措置を講じた上で</u>空中散布を行う無人ヘリコプターの飛行の許可等に関する事務については、無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領（平成27年11月17日付け国空航第684号、国空機第923号。以下「審査要領」という。）を適用するにあたり、次のとおり取り扱うものとする。</p>	<p><u>それがないと</u>国土交通大臣が<u>認めて</u>許可又は承認（以下「許可等」という。）をした場合に限り、<u>法第132条に規定する飛行の禁止空域での飛行や法第132条の2第1項第5号から第10号までに規定する飛行の方法によらない飛行を可能とする趣旨で設けられている</u>ものである。</p> <p>本文書は、空中散布（無人航空機を用いて行う空中からの農薬、肥料、種子若しくは融雪剤等の散布をいう。）を行うマルチローター（ほぼ垂直な軸周りに回転する三つ以上の回転翼によって主な揚力及び推進力を得る回転翼無人航空機をいう。）以外の回転翼無人航空機（以下「無人ヘリコプター」という。）の飛行に関する許可等の取扱いを定めることを目的とする。</p> <p>すなわち、空中散布を行う無人ヘリコプターの飛行の許可等に関する事務については、無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領（平成27年11月17日付け国空航第684号、国空機第923号。以下「審査要領」という。）を適用するにあたり、次のとおり取り扱うものとする。</p>
<p>2. 申請</p> <p>2-1 申請の方法</p> <p>(1) 手続</p> <p>a) 許可等の申請は、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。）第236条の<u>74</u>又は第236条の<u>81</u>に規定されている事項を記載した申請書により行わせるものとする。なお、申請にあたっては、申請者の利便の確保及び行政の迅速な事務処理のため</p>	<p>2. 申請</p> <p>2-1 申請の方法</p> <p>(1) 手続</p> <p>a) 許可等の申請は、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。）第236条の<u>15</u>又は第236条の<u>21</u>に規定されている事項を記載した申請書により行わせるものとする。なお、申請にあたっては、申請者の利便の確保及び行政の迅速な事務処</p>

<p>、様式1を使用して行わせることができる。</p> <p>b) 略</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>理のため、様式1を使用して行わせることができる。</p> <p>b) 略</p> <p>(2)～(4) 略</p>
<p>2-2 申請書記載事項の確認 略</p> <p>2-2-1 法第132条の85に定める飛行禁止空域における飛行に係る許可の申請書記載事項</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 無人航空機の登録記号又は試験飛行を行う場合の届出番号</p> <ul style="list-style-type: none"> 飛行させる無人ヘリコプターの登録記号を記載すること。 なお、法第132条の2ただし書の規定による試験飛行の届け出を行った場合は、航空局から通知される届出番号（以下「届出番号」という。）を登録記号の代わりに記載すること。また、登録記号に代えて届出番号により無人航空機の飛行をさせる場合、施行規則第236条の届出を行った際の飛行場所や飛行条件を含む安全確保策を満足させる飛行のみが許容される点に留意すること。 略 <p>(3)～(4) 略</p> <p>(5) 無人航空機の機体認証書番号又は無人航空機の機能及び性能に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> これまでに機体認証を受けた無人航空機にあっては機体認証書番 	<p>2-2 申請書記載事項の確認 略</p> <p>2-2-1 法第132条に定める飛行禁止空域における飛行に係る許可の申請書記載事項</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 無人航空機の登録記号<u>その他の無人航空機を特定するために必要な事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 飛行させる無人ヘリコプターの登録記号を記載すること。 なお、法第131条の4ただし書の規定による試験飛行の届け出を行った場合は、航空局から通知される届出番号（以下「届出番号」という。）を登録記号の代わりに記載すること。 略 <p>(3)～(4) 略</p> <p>(5) 無人航空機の機能及び性能に関する事項 (新設)</p>

号又は型式認証を受けた無人航空機にあつては型式認証書番号を取得した無人航空機であつて、申請時に当該認証書番号を記載する場合においては、申請を行う飛行形態が使用条件等指定書又は無人航空機飛行規程の範囲内であることを確認すること。

- ・略
- ・様式2について、登録記号又は届出番号（以下、「登録記号等」という。）を記載すること。

(6) 無人航空機を飛行させる者の無人航空機操縦者技能証明書番号又は無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項

- ・これまでに無人航空機を飛行させる者が無人航空機操縦者技能証明を有し、申請時に技能証明書番号、区分、限定事項（種類、飛行の方法）を記載する場合においては、申請を行う飛行の形態が区分及び限定事項の範囲内であることを確認すること。

- ・略

(7) 略

(8) その他参考となる事項

- ・無人航空機に係る第三者賠償責任保険への加入状況を把握するため、その保険の内容（加入状況、保険会社名、商品名、補償金額）を記載すること。第三者賠償責任保険に加入していない場合は、参考として賠償能力の有無等の情報を記載すること。
- ・1号告示空域、その他空港等における進入表面等の上空の空域、

- ・略
- ・様式2について、登録記号を記載すること。

(6) 無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項

(新設)

- ・略

(7) 略

(8) その他参考となる事項

(新設)

(新設)

航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域、緊急用務空域又は地表若しくは水面から150m以上の高さの空域（地上又は水上の物件から30m以内の空域を除く。）における飛行の申請の場合には、空港設置管理者等又は空域を管轄する関係機関と調整を行った結果を記載すること。

・略

2-2-2 法第132条の86第2項第1号から第6号までに定める飛行の方法によらない飛行に係る承認の申請書記載事項

(1) 略

(2) 無人航空機の登録記号又は試験飛行を行う場合の届出番号

(3) 略

(4) 法第132条の86第2項第1号から第6号までに掲げる方法によらずに飛行させる理由

(5) 無人航空機の機体認証書番号又は無人航空機の機能及び性能に関する事項

(6) 無人航空機を飛行させる者の無人航空機操縦者技能証明番号又は無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必

・略

2-2-2 法第132条の2第1項第5号から第10号までに定める飛行の方法によらない飛行に係る承認の申請書記載事項

(1) 略

(2) 無人航空機の登録記号その他の無人航空機を特定するために必要な事項

(3) 略

(4) 法第132条の2第1項第5号から第10号までに掲げる方法によらずに飛行させる理由

(5) 無人航空機の機能及び性能に関する事項

(6) 無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項

<p>要な知識及び能力に関する事項</p> <p>(7) ~ (8) 略</p>	<p>(7) ~ (8) 略</p>
<p>3. 許可等の手続き</p> <p>3-1 ~ 3-4 略</p>	<p>3. 許可等の手続き</p> <p>3-1 ~ 3-4 略</p>
<p>4. 許可等の基準への適合性の確認</p> <p>4-1 ~ 4-2 略</p> <p>4-3 無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・略 ・特定飛行を行う場合は、「無人航空機の飛行日誌の取扱要領」に従い、定期的に機体の点検・整備を行うとともに、点検・整備記録を作成すること。 ・特定飛行を行う場合は、「無人航空機の飛行日誌の取扱要領」に従い、飛行の都度、飛行の実績について記録すること。 ・「無人航空機の事故及び重大インシデントの報告要領」に定める事態が発生した場合には、当該要領に基づき許可等を受けた飛行に関してはこれを許可等した官署に対し、また、許可等を受けていない飛行に関しては飛行経路を管轄する官署に対しドローン情報基盤システム（事故等報告機能）を用いて速やかに報告すること。 	<p>4. 許可等の基準への適合性の確認</p> <p>4-1 ~ 4-2 略</p> <p>4-3 無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・略 ・飛行の際には、無人ヘリコプターを飛行させる者は許可書又は承認書の原本又は写しを携行すること。（下部へ移設） <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

(削除)

- ・「無人航空機の事故及び重大インシデントの報告要領」に定める事態の対応及び連絡体制があらかじめ設定されていること。
- ・負傷者の救護が必要な事態が発生した場合は、直ちに無人航空機の飛行を中止し、「無人航空機の事故及び重大インシデントの報告要領」に示す救護措置を行うこと。
- ・特定飛行を行う場合は、「無人航空機の飛行計画の通報要領」に従い、あらかじめドローン情報基盤システム（飛行計画通報機能）を用いて飛行計画を通報すること。また、飛行経路に係る他の無人航空機の飛行計画の情報について当該システムを用いて確認すること。
- ・飛行の際には、無人ヘリコプターを飛行させる者は許可書又は承認書の原本又は写しを携行すること。ただし、口頭により許可等を受け、まだ許可書又は承認書の交付を受けていない場合は、この限りではない。なお、この場合であっても、許可等を受けた飛

・ 無人ヘリコプターの飛行による人の死傷、第三者の物件の損傷、飛行時における機体の紛失若しくは航空機との衝突又は接近事案が発生した場合には、次に掲げる事項を速やかに地方航空局保安部運航課まで報告する体制を構築すること。なお、夜間又は休日における報告については、管轄空港事務所に電話で連絡を入れること。

・ 無人ヘリコプターの飛行に係る許可等の年月日及び番号

・ 無人ヘリコプターを飛行させた者の氏名

・ 事故等の発生した日時及び場所

・ 無人ヘリコプターの登録記号等

・ 無人ヘリコプターの事故等の概要

・ その他参考となる事項

(新設)

(新設)

(新設)

<p>行であるかどうかを行政機関から問われた際に許可等の年月日及び番号を回答できるようにしておくこと。</p>	
<p>5. その他 (1) ~ (2) 略</p>	<p>5. その他 (1) ~ (2) 略</p>
<p>附則 略</p> <p>附則（令和4年12月1日 国空無機第232992号、4消安第4457号）</p> <p>1 この通達は、令和4年12月5日から施行する。</p> <p>2 令和4年12月5日より前に改正前の法第132条第2項第2号の規定による飛行の禁止空域における飛行の許可及び法第132条の2第2項第2号の規定により受けた同条第5号から第10号までに定められた飛行の方法によらない飛行の承認は、それぞれ改正後の法第132条の85第4項第2号の規定による飛行の禁止空域における飛行の許可及び法第132条の86第5項第2号の規定により受けた同条第2項第1号から第6号までに定められた飛行の方法によらない飛行の承認とみなす。</p> <p>3 令和4年12月5日時点において現にされている改正前の法第132条第2項第2号の規定による飛行の禁止空域における飛行の許可の申請及び法第132条の2第2項第2号の規定による同条第5号から第10号までに定められた飛行の方法によらない飛行の承認の申請は、それぞれ改正後の法第132条の85第4項第2号の規定による飛行の禁止空域における飛行の許可の申請及び法第132条の86第5項第2号の規定による同条第2項第1号から第6号までに定められた飛行の方法によらない飛行の承認の申請とみなす</p>	<p>附則 略</p> <p>(新設)</p>

(様式1)

年 月 日

無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書 (カテゴリーⅡ飛行)

□新規 □更新*1 □変更*2

殿

氏名又は名称
及び住所
並びに法人の場合は代表者の氏名
(連絡先)

航空法(昭和27年法律第231号)第132条の85第2項及び第4項第2号の規定による許可及び同法第132条の88第3項及び第5項第2号の規定による承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

飛行の目的	<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 空撮 <input type="checkbox"/> 報道取材 <input type="checkbox"/> 警備 <input type="checkbox"/> 農林水産業 <input type="checkbox"/> 測量 <input type="checkbox"/> 環境調査 <input type="checkbox"/> 設備メンテナンス <input type="checkbox"/> インフラ点検・保守 <input type="checkbox"/> 資材管理 <input type="checkbox"/> 輸送・宅配 <input type="checkbox"/> 自然観測 <input type="checkbox"/> 事故・災害対応等
	<input type="checkbox"/> 趣味
	<input type="checkbox"/> 研究開発
	<input type="checkbox"/> その他 ()
立入管理措置	<input type="checkbox"/> 補助者の配置 <input type="checkbox"/> 立入管理区画の設定 <input type="checkbox"/> 立入禁止区画の設定 <input type="checkbox"/> その他 ()
飛行の日時	
飛行の経路*3 (飛行の場所)	
飛行の高度	地表等からの高度 <u> m </u> 海拔高度 <u> m </u>
申請事項及び理由	<input type="checkbox"/> 飛行禁止空域の飛行(第132条の85関係) <input type="checkbox"/> 航空機の離陸及び着陸が頻繁に実施される空港等で安全かつ円滑な航空交通の確保を図る必要があるものとして国土交通大臣が告示で定めるものの周辺の空域であって、当該空港等及びその上空の空域における航空交通の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域(空港等名称) <input type="checkbox"/> 進入表面、転移表面若しくは水平表面若しくは延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域又は航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域(空港等名称)

(様式1)

年 月 日

無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書

□新規 □更新*1 □変更*2

殿

氏名又は名称
及び住所
並びに法人の場合は代表者の氏名
(連絡先)

航空法(昭和27年法律第231号)第132条第2項第2号の規定による許可及び同法第132条の2第2項第2号の規定による承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

飛行の目的	<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 空撮 <input type="checkbox"/> 報道取材 <input type="checkbox"/> 警備 <input type="checkbox"/> 農林水産業 <input type="checkbox"/> 測量 <input type="checkbox"/> 環境調査 <input type="checkbox"/> 設備メンテナンス <input type="checkbox"/> インフラ点検・保守 <input type="checkbox"/> 資材管理 <input type="checkbox"/> 輸送・宅配 <input type="checkbox"/> 自然観測 <input type="checkbox"/> 事故・災害対応等
	<input type="checkbox"/> 趣味
	<input type="checkbox"/> 研究開発
	<input type="checkbox"/> その他 ()
飛行の日時	
飛行の経路*3 (飛行の場所)	
飛行の高度	地表等からの高度 <u> m </u> 海拔高度 <u> m </u>
申請事項及び理由	<input type="checkbox"/> 飛行禁止空域の飛行(第132条関係) <input type="checkbox"/> 航空機の離陸及び着陸が頻繁に実施される空港等で安全かつ円滑な航空交通の確保を図る必要があるものとして国土交通大臣が告示で定めるものの周辺の空域であって、当該空港等及びその上空の空域における航空交通の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域(空港等名称) <input type="checkbox"/> 進入表面、転移表面若しくは水平表面若しくは延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域又は航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域(空港等名称)

<input type="checkbox"/> 国土交通省、防衛省、警察庁、都道府県警察又は地方公共団体の消防機関その他の関係機関の使用する航空機のうち捜索、救助その他の緊急用務を行う航空機の飛行の安全を確保する必要があるものとして国土交通大臣が指定する空域 <input type="checkbox"/> 地表又は水面から 150m 以上の高さの空域（地上又は水上の物件から 30m 以内の空域を除く。） <input type="checkbox"/> 人又は家屋の密集している地域の上空 【飛行禁止空域を飛行させる理由】						
	<input type="checkbox"/> 夜間飛行 <input type="checkbox"/> 目視外飛行 <input type="checkbox"/> 人又は物件から 30m 以上の距離が確保できない飛行 <input type="checkbox"/> 催し場所上空の飛行 <input type="checkbox"/> 危険物の輸送 <input type="checkbox"/> 物件投下 【第 132 条の 88 第 2 項第 1 号から第 6 号までに掲げる方法によらずに飛行させる理由】					
無人航空機の登録記号又は試験飛行を行う場合の届出番号	登録記号等					
無人航空機の機体認証書番号又は無人航空機の機能及び性能に関する事項	<input type="checkbox"/> 別添資料のとおり。 <input type="checkbox"/> 変更申請であって、かつ、左記事項に変更がない。					
	型式認証書番号	<input type="checkbox"/> 第一種				
	機体認証書番号	<input type="checkbox"/> 第一種				
		<input type="checkbox"/> 第二種				
<input type="checkbox"/> 別添資料のとおり。 <input type="checkbox"/> 申請する飛行の内容が無人航空機飛行規程又は使用条件等指定書の範囲内であることを確認した。 <input type="checkbox"/> 変更申請であって、かつ、左記事項に変更がない。						
無人航空機を飛行させる者の無人航空機操縦者技能証明書番号又は無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項	無人航空機を飛行させる者					
	技能証明	技能証明書番号				
		区分	<input type="checkbox"/> 一等			
		種類				
		総重量				
飛行の方法						

<input type="checkbox"/> 国土交通省、防衛省、警察庁、都道府県警察又は地方公共団体の消防機関その他の関係機関の使用する航空機のうち捜索、救助その他の緊急用務を行う航空機の飛行の安全を確保する必要があるものとして国土交通大臣が指定する空域 <input type="checkbox"/> 地表又は水面から 150m 以上の高さの空域（地上又は水上の物件から 30m 以内の空域を除く。） <input type="checkbox"/> 人又は家屋の密集している地域の上空 【飛行禁止空域を飛行させる理由】						
	<input type="checkbox"/> 夜間飛行 <input type="checkbox"/> 目視外飛行 <input type="checkbox"/> 人又は物件から 30m 以上の距離が確保できない飛行 <input type="checkbox"/> 催し場所上空の飛行 <input type="checkbox"/> 危険物の輸送 <input type="checkbox"/> 物件投下 【第 132 条の 2 第 1 項第 5 号から第 10 号までに掲げる方法によらずに飛行させる理由】					
無人航空機の登録記号その他の無人航空機を特定するために必要な事項	登録記号等					
無人航空機の機能及び性能に関する事項	<input type="checkbox"/> 別添資料のとおり。 <input type="checkbox"/> 変更申請であって、かつ、左記事項に変更がない。					
	<input type="checkbox"/> 別添資料のとおり。 <input type="checkbox"/> 変更申請であって、かつ、左記事項に変更がない。					
	<input type="checkbox"/> 別添資料のとおり。 <input type="checkbox"/> 変更申請であって、かつ、左記事項に変更がない。					
	<input type="checkbox"/> 別添資料のとおり。 <input type="checkbox"/> 変更申請であって、かつ、左記事項に変更がない。					
無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項	<input type="checkbox"/> 別添資料のとおり <input type="checkbox"/> 変更申請であって、かつ、左記事項に変更がない。					

	<input type="checkbox"/> 別添資料のとおり [※] 。 <input type="checkbox"/> 申請する飛行の内容が区分及び限定事項の範囲内であることを確認した [※] 。 <input type="checkbox"/> 変更申請であって、かつ、左記事項に変更がない。		
無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項	<input type="checkbox"/> 航空局標準マニュアルを使用する。 <input type="checkbox"/> 航空局ホームページ掲載されている以下の団体等が定める飛行マニュアルを使用する。 団体等名称： 飛行マニュアル名称： <input type="checkbox"/> 上記以外の飛行マニュアル（別添）を使用する。 <input type="checkbox"/> 変更申請であって、かつ、左記事項に変更がない。	無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項	<input type="checkbox"/> 航空局標準マニュアルを使用する。 <input type="checkbox"/> 航空局ホームページ掲載されている以下の団体等が定める飛行マニュアルを使用する。 団体等名称： 飛行マニュアル名称： <input type="checkbox"/> 上記以外の飛行マニュアル（別添）を使用する。 <input type="checkbox"/> 変更申請であって、かつ、左記事項に変更がない。
その他参考となる事項	【変更又は更新申請に関する現に有効な許可等の情報】 許可承認番号： 許可承認日： ※許可承認書の写しを添付すること。 【第三者賠償責任保険への加入状況及び賠償能力の有無】 <input type="checkbox"/> 加入している（ <input type="checkbox"/> 対人 <input type="checkbox"/> 対物） 保険会社名： 商品名： 補償金額：（対人） （対物） <input type="checkbox"/> 加入していない → 賠償能力 <input type="checkbox"/> 有 内容（ ） <input type="checkbox"/> 無 【空港設置管理者等又は空域を管轄する関係機関との調整結果（航空法第132条の85第1項第1号に掲げる空域における飛行に限る。）】 <input type="checkbox"/> 空港設置管理者等 調整機関名： 調整結果： <input type="checkbox"/> 空域を管轄する関係機関 調整機関名： 調整結果：	その他参考となる事項	【変更又は更新申請に関する現に有効な許可等の情報】 許可承認番号： 許可承認日： ※許可承認書の写しを添付すること。 【第三者賠償責任保険への加入状況】 <input type="checkbox"/> 加入している（ <input type="checkbox"/> 対人 <input type="checkbox"/> 対物） 保険会社名： 商品名： 補償金額：（対人） （対物） <input type="checkbox"/> 加入していない 【空港設置管理者等又は空域を管轄する関係機関との調整結果（航空法第132条第1項第1号に掲げる空域における飛行に限る。）】 <input type="checkbox"/> 空港設置管理者等 調整機関名： 調整結果： <input type="checkbox"/> 空域を管轄する関係機関 調整機関名： 調整結果：

備 考	【緊急連絡先】
	担当者： 電話番号：

- ※1 更新申請とは、許可等の期間の更新を受けようとする場合の申請。
- ※2 変更申請とは、許可等を取得した後に「無人航空機の登録記号又は試験飛行を行う場合の届出番号」、「無人航空機の機体認証書番号又は無人航空機の機能及び性能に関する事項」、「無人航空機を飛行させる者の無人航空機操縦者技能証明書番号又は無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項」又は「無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項」の内容の一部を変更する場合の申請。
- ※3 業務上、飛行の経路を特定できない場合には、飛行が想定される範囲を記載すること。
- ※4 型式認証書番号及び機体認証書番号の項目については、これらの一方又は双方を有している場合のみ記載する。
- ※5 無人航空機操縦者技能証明の項目については、有している場合のみ記載する。
- ※6 航空局ホームページに掲載されている団体等が技能認証を行う場合は、当該認証を証する書類の写しを添付すること。なお、当該写しは、発行した団体名、操縦者の氏名、技能の確認日、認証された飛行形態、無人航空機の種類が記載されたものであることに留意すること。

(様式2)

実施主体名		操縦者名		機体確認 の番号	登録記号等	該 当 市町村名	実 施 予定月日
防 除 委託者名	防 除 実施者名	氏 名	技能認証 の 番号				

記載注意

- (1) 技能認証の番号には、登録代行機関の技能認証の番号を記載すること。
- (2) 機体確認の番号には、登録代行機関により付与された番号を記載すること。

備 考	【緊急連絡先】
	担当者： 電話番号：

- ※1 更新申請とは、許可等の期間の更新を受けようとする場合の申請。
- ※2 変更申請とは、許可等を取得した後に「無人航空機の登録記号**その他の無人航空機を特定するために必要な事項**」、「無人航空機の機能及び性能に関する事項」、「無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項」又は「無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項」の内容の一部を変更する場合の申請。
- ※3 業務上、飛行の経路を特定できない場合には、飛行が想定される範囲を記載すること。
- ※4 航空局ホームページに掲載されている団体等が技能認証を行う場合は、当該認証を証する書類の写しを添付すること。なお、当該写しは、発行した団体名、操縦者の氏名、技能の確認日、認証された飛行形態、無人航空機の種類が記載されたものであることに留意すること。

(様式2)

実施主体名		操縦者名		機体確認 の番号	登録記号等	該 当 市町村名	実 施 予定月日
防 除 委託者名	防 除 実施者名	氏 名	技能認証 の 番号				

記載注意

- (1) 技能認証の番号には、登録代行機関の技能認証の番号を記載すること。
- (2) 機体確認の番号には、登録代行機関により付与された番号を記載すること。

(参考様式) ←

第 号 ←

無人航空機の飛行に係る許可・承認書 ←

殿 ←

年 月 日付けをもって申請のあった無人航空機の飛行について、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 132 条の 85 第 2 項及び第 4 項第 2 号及び第 132 条の 86 第 3 項及び第 5 項第 2 号の規定により、下記のとおり、飛行の禁止空域において飛行することを許可し、及び飛行の方法によらずに飛行することを承認する。 ←

記 ←

許 可 及 び 承 認 事 項 : ←

許 可 等 の 期 間 : ←

飛 行 の 経 路 : ←

登 録 記 号 等 : ←

無 人 航 空 機 を 飛 行 さ せ る 者 : ←

条 _____ 件 : ←

年 月 日 ←

地方航空局長（空港事務所長） 印 ←

(参考様式) ←

第 号 ←

無人航空機の飛行に係る許可・承認書 ←

殿 ←

年 月 日付けをもって申請のあった無人航空機の飛行について、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 132 条第 2 項第 2 号及び第 132 条の 2 第 2 項第 2 号の規定により、下記のとおり、飛行の禁止空域において飛行することを許可し、及び飛行の方法によらずに飛行することを承認する。 ←

記 ←

許 可 及 び 承 認 事 項 : ←

許 可 等 の 期 間 : ←

飛 行 の 経 路 : ←

登 録 記 号 等 : ←

無 人 航 空 機 を 飛 行 さ せ る 者 : ←

条 _____ 件 : ←

年 月 日 ←

地方航空局長（空港事務所長） 印 ←